

建築基準法第43条第2項第2号の許可の取扱いについて

建築基準法第43条第2項第2号の規定に基づく許可については、許可申請が下記「建築審査会一括同意基準」の1から4のいずれかに該当する場合は、建築審査会の同意を得たものとして取扱い、許可後に開催される建築審査会において、その内容の報告を行うものとする。

記

建築審査会一括同意基準

1. 建築基準法第43条第2項第2号の許可の建築審査会提案基準第1に適合すると認められるもの。
2. 建築基準法第43条第2項第2号の許可の建築審査会提案基準第2に適合すると認められるもの。
3. 建築基準法第43条第2項第2号の許可の建築審査会提案基準第3(1)に適合すると認められるもの。ただし、同基準別表第3-1において、イ欄「道状の通路の種類」(キ)に該当するものは、一戸建ての住宅又は長屋に限る。
4. 建築基準法第43条第2項第2号の許可の建築審査会提案基準第3(2)に適合すると認められるもの。

附 則

この基準は、平成11年5月31日から施行する。

附 則

この基準は、平成14年6月 1日から施行する。

附 則

この基準は、平成21年5月29日から施行する。

附 則

この基準は、平成26年4月 1日から施行する。

附 則

この基準は、平成30年9月25日から施行する。